



Bigmoon no.13

建築工房 大槻

白石市東町3-4-20-105

☎ 0224-25-4306

「住宅用火災警報器について」

住宅用火災警報器設置が義務化された事を皆さんご存知ですか？
新築住宅は平成18年6月1日から、すでに義務付けられています。
お客様が知らなくても業者が付けてくれているので安心です。

では、それ以前に建てられたお住まいに関してはどうでしょうか？
既存住宅は平成20年5月31日までに、設置が義務付けられています。
(地域によって差があるようですが、遅くとも平成23年6月1日まで)



「何故、こうなったの？」と、よく聞かれます。
それは国内で、毎年約6万件の火災が発生し、2千人余の尊い「生命」が奪われています。
また、現在は高齢化・核家族化の増加にともない住宅火災による死者数が増加傾向です。
特に高齢者層は他の年齢層に比べて、火災による死者の発生率が5倍以上というのが現状。
さらに住宅火災で亡くなった方の7割が「逃げ遅れ」です。

このような状況から、「大切な生命」を守るため消防法が改正され
全国一律に一般住宅等に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

設置する場所は台所、階段の踊り場、各寝室です。

人が寝る部屋には、基本的に全て設置しなくてはなりません。

現在、火災警報器はホームセンターなどで購入することが出来ます。
実際見てみると、多くの種類や様々な価格で販売され、どれを買ったらいいのか分からなくて
お悩みになられている方も多いと思います。
実際、火災警報器には大きく分けると2つの種類がありどの部屋に付けるかにより変わります。

・煙感知式…煙を感知し作動するもの ・熱感知式…熱を感知し作動するもの

例えば煙が多くでる可能性がある台所は熱感知式を選びます。
調理の時の煙で、煙感知器の誤報が多発する恐れがあるからです。

その他の部屋には初期の感知がしやすい煙感知式のものを設置します。
しかし、その中にも様々な感知方式を持っているものがあり
天井につけるタイプのものや壁につけるタイプがあります。

設置方法や設置場所を間違えると本来持つ性能が発揮されない場合があります。
ですから、これから設置を考えている方は是非専門家へのご相談をお勧めします。

「大切な生命」を守るために……！！

建築工房 大槻 大槻 美穂

「お知らせ」

4月1日～4月30日の一ヶ月間

『住まいの無料健康診断』

を実施します。



住宅も人間と同じく定期的な『健康診断』
が必要です。小さな怪我や病気なら、早期発見・早期治療で
みんなニコニコ健康住宅！！お気軽にお申し付け下さい。

「第15回住まいの相談会」



日時 3月29日(土)

午後1時～5時

『建築工房 大槻』にて

参加ご希望の方は、事前にご連絡下さい。
お住まいのことなら何でもかまいません。

リフォーム、新築、土地さがし、資金計画など……。
お茶とお菓子をご用意してお待ちしています。
楽しいひと時をご一緒できれば、幸いです。

ホームページ(^_^)- 更新中！！

<http://www.yoisumai.net/> 『建築工房 大槻』

ブログもぜひご覧下さい。

「建築工房 大槻」《Kの魂》 お住まいに関することや日常の感じたこと
YAHOO ブログ 大槻堅一 思ったことなどを書いていきます。
「建築工房 大槻」よいすまい 女性の目から見た住まいづくりに取り
ココログ 大槻美穂 組んでいます。